

11月は児童虐待防止推進月間

☎あおもり親子はぐくみプラザ (☎017-718-2976)

～あなたしか 気づいてないかも そのサイン～

子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶ちません。子どもの安全を守るため、家庭や学校だけでなく、地域が一体となって子どもを見守りましょう。

日々のちょっとした「目くばり」、「気くばり」が子どもたちを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。皆さんも日頃から地域の子どもたちに目を向けることから始めてみてください。

令和2年4月から子どもへの体罰は法律で禁止されています。

◆体罰などによらない子育てを広げよう！

次のポイントを心掛けましょう。

- ①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。
- ②「言うことを聞かない」にもいろいろあります。
- ③子どもの成長・発達によってもできることできないことがあります。
- ④子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えましょう。
- ⑤注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう。
- ⑥肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本になりましょう。
- ⑦良いこと、できることを具体的に褒めましょう。

◆見落としていませんか？子どものサイン

表情が乏しい
おどおどしている

不自然な傷や
打撲の跡がある

着衣や髪の毛が
いつも汚れている

落ち着きがなく、
乱暴になる
親を避けようとする

夜遅くまで一人で
遊んでいる



こんなときはすぐにご相談ください

「虐待かも」と思われる子どもがいたら…
子育てに悩む親がいたら…

児童相談所(全国共通 ☎189) またはあおもり親子はぐくみプラザ(☎017-718-2976)へ
あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

子どもの権利相談センター

いじめ、体罰、友達や家族のことなど子どもの権利侵害に関することであれば、どなたでも相談できます。

悩んでいることや心配なことを話してみませんか？

窓 □ 駅前庁舎 3階子育て支援課内
電話 ☎0120-370-642 (フリーダイヤル)
※上記2つは、原則、月～金曜日(祝日を除く) 10:00～18:00
FAX 017-763-5678
手紙 〒030-0801 新町一丁目3-7
子どもの権利相談センター宛
Eメール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

11月20日は

青森市子どもの権利の日

子どもの権利に関するパネル展を開催します。子ども会議や子どもの権利相談センターに関する展示もあります。この機会に、子どもの権利を学びましょう！

11月1日(水) 13:00～16:30
2日(木) 9:00～16:30
6日(月) 9:00～16:00

所駅前庁舎 1階駅前スクエア
☎子育て支援課 (☎017-734-5320)



11月10日は 児童扶養手当の支給日

市では、離婚や未婚、遺棄などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭に「児童扶養手当」を支給しています。
11月10日(金)は、児童扶養手当の支給日です。※9・10月分の手当を支給します。
▼転出入、対象児童に増減が生じた(出生、児童の施設入所など)、支給資格がなくなった(子を養育しなくなった、婚姻、異性との同居など)、公的年金を受給できるようになったなどの変更があったときは、速やかに届出しましょう。
▼令和5年度の「児童扶養手当現況届」が未提出または書類不備のかたは、令和6年1月振込分からの手当が差し止めとなります。必ずご提出ください。

☎子育て支援課

(☎017-734-5334)
浪岡振興部健康福祉課
(☎0172-62-1113)

令和5年度 青森市はたちのつどい(成人式)開催のお知らせ

令和5年度青森市はたちのつどいは、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し、個人の自主性のもと社会活動が活発化してきたことを受け、中学校の同窓生だけでなく、高校の同窓生とも会えるよう、一斉開催とします。

詳しくは、本紙や市ホームページでお知らせしますのでご確認の上、ご参加ください。

市ホームページ▶



☎青森会場：文化学習活動推進課 (☎017-718-1376)
浪岡会場：浪岡教育課 (☎0172-62-3004)

☎令和6年1月7日(日)

青森会場：午前開始予定

浪岡会場：午後開始予定

所青森会場：リンクステーションホール青森

浪岡会場：青森市中世の館

☎平成15年4月2日～平成16年4月1日
生まれのかた

青森市職員採用試験案内

令和6年4月1日付け採用予定の青森市職員の採用試験を次のとおり実施します。受験資格など詳しくは、受験案内をご確認ください。

受験案内・受験申込書は、人事課、市役所各庁舎、各支所・市民センターなどで配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。
問人事課 (☎017-734-5093)

◆試験職種・受験資格 下記のほか、受験案内に定める要件を満たすかた

大学卒業程度

事務職 (精神保健福祉士)

昭和58年4月2日以降に生まれたかた、精神保健福祉士免許を有するかた (令和5年度に実施される国家試験の合格見込者を含む)

医療職

診療放射線技師/臨床検査技師

昭和58年4月2日以降に生まれたかた、それぞれの免許を有するかた (令和5年度に実施される国家試験の合格見込者を含む)

◆試験日 12月10日(日) ◆試験会場 本庁舎

◆受付期間 11月17日(金)まで

※今年度既に実施した「青森市職員採用試験」と同じ試験職種の受験はできません。



令和5年度
新採用職員 自取

令和6年度 青森市立
高等看護学院学生募集

願書受付▽12月11日(月)～

22日(金)

試験日▽令和6年1月20日

(土)

試験会場▽青森市立高等看護

学院

募集人員▽40人

受験資格▽

①高等学校を卒業(見込み)し、准看護師の資格を有する者(免許取得見込者)

②准看護師免許を取得後、3年以上看護業務に従事しており、高等学校卒業程度の学力を有すると認められる者

問青森市立高等看護学院
(☎017-776-7131)

放課後児童支援員を募集しています

保護者が日中不在となる家庭の小学生を対象に開設している放課後児童会で、遊びや生活の支援を行う「放課後児童支援員」及び「代用支援員」を募集しています(資格要件あり)。詳しくは、お問合せください。

※放課後児童支援員の代替として勤務(土曜日、長期休業日のみの勤務も可)

放課後児童会開設時間▽

月～金曜日 午後1時～6時30分(学校行事の関係で

午後1時前に開設する場合があります)／長期休業日(春・

夏・冬休み)の月～金曜日

午前8時～午後6時30分(早番・遅番あり)／土曜日

午前8時～午後6時(早番・遅番あり)

賃金▽時給千円

※勤務形態によっては、期末手当の支給あり

問子育て支援課(☎017-734-5348)へ



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

◆申込方法

パソコン、スマートフォンから、マイナポータルでの事前登録が必要です。セブン銀行ATMや国保医療年金課などでも手続きができますので、ご利用ください。

※登録にはマイナンバーカードと、設定した「暗証番号(数字4桁)」が必要です。



▲マイナポータル

◆使用できる病院・薬局

厚生労働省のホームページで、ご案内しています。利用できる医療機関・薬局は順次増えています。

HP https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

◆ここが便利

・初めての医療機関などでも、特定健診情報や薬剤情報、診療情報が医師や薬剤師と共有でき、より適切な医療が受けられる(本人の同意が必要)。

・マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報、診療情報、医療費通知情報が確認できる。

・就職・転職・引っ越しをしても健康保険証としてずっと使える(医療保険者が変わる場合は、届出が必要)。

問国保医療年金課
(☎017-734-5493)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を発行

令和5年1月から12月までの間に納めた国民年金保険料は、所得税や市・県民税を計算する際に、全額が社会保険料控除の適用となります。

11月に、日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告に必要ですので、大切に保管し忘れずに申告しましょう。

※10月以降に初めて保険料を納めたかたは、令和6年2月上旬に送付されます。

問青森年金事務所国民年金課
(☎017-734-7495)

※音声案内2番を押し、再度2番を押してください。